

「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成17年5月分）について

本日、北陸電力㈱から、「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」連絡区分Ⅲ（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する平成17年5月分の連絡があった。概要は以下のとおり。

志賀原子力発電所1号機は、定格熱出力一定運転中のところ、5月26日午後8時35分、タービン、復水器からの排ガスの放射能を測定するモニタの除湿装置において、「除湿器温度低」の警報が発生した。

原因は、除湿装置の温度スイッチが故障したため、冷却装置が止まらず、冷えすぎたことによるもの。

除湿装置は、仮設のスイッチを取り付け、既に復旧している。

当該除湿装置の復旧までの間、約1日半、排ガスモニタが使用できなくなったが、外部へ放出する排ガスの放射能監視は、排気筒に設置されている排気筒モニタでも行っており、放射能の監視が途切れることはない。

本事象は、放射能の外部への放出もなく、また、いくつか設置されている放射能監視モニタの1つの除湿装置の故障であるため、直ちに安全上問題となるものではないが、県としては、今後の立入調査により復旧状況等の確認を行っていくこととしている。

参考) 北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/shika/osirase/pdf/05052601.pdf>

平成17年6月10日

原子力安全対策室

(直通) 076 (225) 1465

(県庁内線) 4234